



平成23年3月30日

各 位

会社名 センコー株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 泰久
(コード：9069、東証一部・大証一部)
問合せ先 総務部長 鷲田 正己
(TEL. 06 - 6440 - 5155)

中小企業庁からの下請代金支払遅延等防止法の措置請求について

中小企業庁は平成23年3月30日、当社について下請代金支払遅延等防止法第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)の規定に違反する事実が認められたので、公正取引委員会に対して、同法第6条に基づく措置請求を行いました。

中小企業庁が指摘する抵触事実の概要は、下請代金の支払いについて、現金による支払を行うに当たって、手数料を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた行為が、下請法第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)の規定に抵触するものであると判断されたものです。

今後は公正取引委員会の措置に速やかに対応して参ります。

当社は今回の措置請求を契機に、コンプライアンス意識の向上と再発防止策の徹底を図り、法令順守をより一層充実させる所存でございます。

お客様をはじめ、お取引先各位には大変ご迷惑とご心配をお掛けしましたことを誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

以上